

## 千葉県保健師等修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

### 1 改正理由

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）による地域保健法（昭和22年法律第101号）の一部改正（令和5年4月1日施行）に伴い、引用条項に条ずれが生じるため、所要の改正を行う。

### 2 改正内容

地域保健法第21条が第24条に繰り下げられた（内容に改正なし。）ため、当該条項を引用している第3条第1項第9号並びに別記第8号様式及び別記第11号様式を改正した。

### 3 施行期日

令和5年4月1日